

報告第15号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第8号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年9月30日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成25年7月26日午後0時18分頃、幕別町札内青葉町310番地5、食事処てんや駐車場において、公用車を駐車しようとした際に、誤って前方に駐車中の相手方車両の左側面部に公用車車両の右側前部が接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額及び代車費用を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 309,782円

3 損害賠償及び和解の相手方

音更町在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。